

## 幼稚園における利用者負担額（1号保育料）の設定について

### 1. 1号保育料について

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしていますが、本市および近隣市で新制度に移行した幼稚園はないため、現在は従来どおり幼稚園独自に保育料等を設定しています。

新制度に移行する幼稚園の保育料は、市町村が設定することになりますが、今後、幼稚園の新制度への移行が見込まれることから、平成29年度の入園児の募集を前に本市における1号保育料を設定する必要があります。

### 2. 国の考え方について（新制度に移行する幼稚園の場合）

- (1) 保育料は、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めること（応能負担）とされており、国の基準額（全国平均額）を限度として地域の実情に応じ市町村が定める。
- (2) 国の基準額を下回る場合の保育料の差額分は、全額市町村の負担となる。
- (3) 新制度に移行する幼稚園については、就園奨励費の支給はなくなる。
- (4) 保育料は、市民に対する料金設定であり、市外の施設に通う場合も適用となる。
- (5) 新制度の保育料とは、現在各園が設定している保育料、入園料等を含むものであり、その他一般的な園の維持管理に必要な経費は公定価格に含まれる。
- (6) 教材費、給食費、送迎バス代などは、必要に応じて保育料とは別に園が実費徴収する。

### 3. 室蘭市の1号保育料の設定について

- (1) 現在、本市の1号保育料は国の基準額どおりとしているが、市内幼稚園の保護者負担の現状は、国の基準額よりも低額となっているため保護者負担が増加する。
- (2) 平成29年度から新制度への移行を予定している幼稚園があり、10月から次年度の園児募集が始まることから、市内の実情に合わせた保育料を設定する必要がある。
- (3) 保育料の設定は、幼稚園が新制度に移行するかどうかの判断に影響を及ぼすことから、早期に設定する必要がある。

以上のことから、本市の1号保育料について次のように対応したい。



市内私立幼稚園 11 園の平均額を本市の 1 号保育料としたい。  
新入園児の募集開始を前に早期に提示したい。

## 利用者負担額(1号保育料)

### 【国基準の考え方】

推定年収	階層区分 (市民税所得割額)	全国平均 (年額) (A)	就園奨励費 (年額) (B)	利用者負担額 (年額) (A) - (B)	利用者負担額 (月額)
-	生活保護世帯	308,000円	308,000円	0円	0円
~ 270万円	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)		272,000円	36,000円	3,000円
	(母子・父子・障害・その他)				(0円)
~ 360万円	所得割額 77,100円以下		115,200円	192,800円	16,100円
	(母子・父子・障害・その他)				(7,550円)
~ 680万円	所得割額211,200円以下	62,200円	245,800円	20,500円	
680万円 ~	所得割額211,201円以上	0円	308,000円	25,700円	

市内私立幼稚園の  
平均額で設定

市の独自負担

### 【室蘭市基準の考え方】

推定年収	階層区分 (市民税所得割額)	市内平均 (年額) (A)	就園奨励費 (年額) (B)	利用者負担額 (年額) (A) - (B)	利用者負担額 (月額)	国基準との差額 (月額)
-	生活保護世帯	252,679円	308,000円	55,321円	0円	0円
~ 270万円	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)		272,000円	19,321円	0円	3,000円
	(母子・父子・障害・その他)				(0円)	(0円)
~ 360万円	所得割額 77,100円以下		115,200円	137,479円	11,400円	4,700円
	(母子・父子・障害・その他)				(5,200円)	(2,350円)
~ 680万円	所得割額211,200円以下	62,200円	190,479円	15,800円	4,700円	
680万円 ~	所得割額211,201円以上	0円	252,679円	21,000円	4,700円	

入園料と毎月の保育料のほか、公定価格に含まれると想定される経費(施設維持費・整備費、暖房・光熱水費)を加えた額の市内私立幼稚園の平均額(年額)から、就園奨励費の補助を受けた後の「実費負担額」をベースに設定

#### 多子世帯への軽減措置

【国制度】年収約360万円未満相当(第3階層まで)の世帯に対する軽減措置を実施

▶ 軽減額… 多子カウントにおける年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降を無償

【市制度】年収約930万円未満相当(市民税所得割額30万1千円)の世帯に対する軽減措置を実施

▶ 軽減額… 18歳までの子どもからカウントし、第3子以降を無償

#### ひとり親世帯等への軽減措置

年収約360万円未満相当(第3階層まで)のひとり親世帯等に対する軽減措置を実施

▶ 対象世帯… ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)

▶ 軽減額… 第3階層にあっては、第1子を半額(保育料から1,000円を軽減した額の半額)、第2子以降を無償